佐賀県介護支援専門員再研修実施要綱

1.目的

介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識、技能の再修得を図ることを目的とする。

2. 対象者

次のいずれかに該当する者とする。

介護支援専門員として佐賀県の登録を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者

実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者等で、実 務経験後5年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする 者

また、介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者についても、本研修の対象者とすることができることとする。

3. 実施方法等

(1)実施に当たっての基本的な考え方

一定期間介護支援専門員の実務に就いていない者については、実務から離れて相当の時間が経過していることから、直近の介護保険制度等について理解するとともに、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を図りながら行うケアマネジメントについて、再度必要な視点や手法を修得する。

(2)研修課程等

介護支援専門員再研修で行うべき課程については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」(平成18年厚生労働省告示第218号)の第2号により、規定されているところであるが、具体的な研修の実施の考え方、科目、目的、内容及び時間数については、以下のとおりであり、合計54時間以上とする。

科目	目的	内 容	時間数
介護保険制度の理	介護保険制度の理	・介護保険制度の基本理念を理解し、介護保険	講義3時間
念・現状及びケアマネ	念等を理解するとと	制度における利用者の尊厳の保持、自立支援	
ジメント	もに、地域包括ケアシ	に資するケアマネジメントの役割、ケアマネ	
	ステムの構築に向け	ジメントを担う介護支援専門員に求められ	
	た取組の現状を理解	る機能や役割に関する講義を行う。	
	する。	・介護保険制度の現状と地域包括ケアシステム	
	また、介護保険制度	が求められる背景とその考え方、構築に向け	
	における利用者の尊	た取組状況に関する講義を行う。	

	厳の保持及び自立支	・介護サービスの利用手続き(要介護認定等に	
	援に資するケアマネ	関する基本的な視点と概要) 居宅サービス	
	ジメントの役割を理	計画等の作成、保険給付及び給付管理等の仕	
	解し、地域包括ケアシ	組みといった一連の関係性についての講義	
	ステムにおける介護	を行う。	
	支援専門員の役割を		
	認識する。		
自立支援のための	利用者の尊厳の保	・ケアマネジメントの成り立ちや機能について	講義及び演習
ケアマネジメントの	持及び自立支援に資	理解するとともに、指定居宅介護支援等の事	6 時間
基本	するケアマネジメン	業の人員及び運営に関する基準に基づいて、	
	トの視点を理解する。	介護支援専門員としての責務及び業務を理	
	また、利用者が住み	解し、ケアマネジメントの中心的な役割を担	
	慣れた地域で主体的	う立場であることを認識するための講義を	
	な生活を送ることが	行う。	
	できるように支援す	・利用者が住み慣れた地域で、最期まで尊厳を	
	ることの重要性を理	もって自分らしい生活を送ることができる	
	解するとともに、在宅	よう、自立支援のためのケアマネジメントを	
	生活を支援する上で、	実践する上で必要な視点を理解する。	
	家族に対する支援の	・インフォーマルサービスも活用したケアマネ	
	重要性を理解する。	ジメントを理解する。	
		・利用者を支援する上で、家族を取り巻く環境	
		に留意し、家族に対する支援の重要性や目的	
		を理解する。	
		・介護予防支援や、介護予防・日常生活支援総	
		合事業におけるケアマネジメントにおいて	
		も、基本的な考え方やプロセスは同様である	
		ことから、これらも含めた形での講義を行	
		う。	
人格の尊重及び権	人権と尊厳を支え	・介護支援専門員が備えるべき、利用者本位、	講義2時間
利擁護並びに介護支	る専門職に求められ	自立支援、公正中立、権利擁護、守秘義務、	
援専門員の倫理	る姿勢を認識する。	利用者のニーズの代弁等の倫理に関する講	
	また、介護支援専門	義を行う。	
	員としての職業倫理	・人権の概念、利用者の尊厳の保持、介護支援	
	を理解するとともに、	専門員の倫理綱領、倫理原則、成年後見制度	
	日常業務で直面する	等に関する講義を行う。	
	倫理的課題等を認識	・ケアマネジメントの実践において直面しやす	
	する。	い倫理的な課題と、その課題に向き合うこと	
		の重要性を理解するための講義を行う。	
介護支援専門員に	多職種に対する理	・利用者及びその家族の支援に際し、チームア	講義及び演習
求められるマネジメ	解・尊重に基づいてチ	プローチの意義を理解するとともに、介護支	2 時間
ント(チームマネジメ	ームを組成し、円滑に	援専門員には、ケアのマネジメントだけでな	

ント)	機能させるための基	く、チームのマネジメントも求められること	
	本的な技術を修得す	を認識するための講義を行う。	
	る。	・チームアプローチに際し、チームを組成する	
		各職種の専門性と各々に求められる役割を	
		理解するとともに、チームにおける介護支援	
		専門員の役割を理解し、チーム運営において	
		想定される課題や対応策を含め、チームを円	
		滑に機能させるために必要な知識・技術を修	
		得する。	
地域包括ケアシス	地域包括ケアの理	・地域包括ケアシステムの構築が求められる背	講義3時間
テム及び社会資源	念を踏まえ、地域包括	景及び地域包括ケアシステムが目指す姿に	
	ケアを推進していく	ついての講義を行う。	
	に当たり介護支援専	・地域包括ケアシステムを構築していく中で介	
	門員に求められる役	護支援専門員に求められる役割(自立支援に	
	割を理解する。	資するケアマネジメント、インフォーマルサ	
	また、利用者を支援	ービスを含めた社会資源の活用、多職種や地	
	する上で知っておく	域包括支援センター等との連携、不足してい	
	べき各種制度や地域	る地域資源の提案等)に関する講義を行う。	
	の社会資源の重要性	・地域包括ケアを実現していくためのケアマネ	
	を理解する。	ジメントを行う上で、必要な保健・医療・福	
		祉サービスに関する講義を行う。	
		・地域包括ケアシステムの構築に関して、地域	
		の現状、課題、目指す方向性、社会資源の整	
		備状況等を把握する事が大切であることか	
		ら介護保険事業計画、地域ケア会議の重要性	
		や内容に関する講義を行う。	
		・生活保護制度、障害施策、老人福祉施策、地	
		域ケア会議などの概要について理解すると	
		ともに、関連する機関やボランティア等との	
		連携・協力・ネットワークの構築についての	
		講義を行う。	
ケアマネジメント	医療との連携や多	・医療との連携に当たって早い段階から連携の	講義3時間
に必要な医療との連	職種協働の意義を踏	重要性を理解し、利用者の医療に係る情報や	
携及び多職種協働の	まえ、具体的な連携の	状態の改善可能性に係る意見等を把握して	
意義	場面で必要となる基	おく必要があることから、医療機関や医療職	
	本的な知識や連携の	からの情報収集の方法等についての講義を	
	手法を修得する。	行う。	
		・医療との連携に当たっての留意点を理解する	
		とともに、介護支援専門員から医療機関や医	
		療職への情報提供の方法及び内容(生活状	
		況、サービスの利用状況等)に関する講義を	

		行う。	
		・地域における、在宅医療・介護の連携を推進	
		する役割を担っている機関の概要に関する	
		講義を行う。	
		・多職種協働の意義を理解するとともに、多職	
		種間で情報を共有することの重要性を理解	
		し、情報共有に当たり個人情報を取り扱う上	
		での利用者やその家族の同意の必要性につ	
		いての講義を行う。	
ケアマネジメント	法令を遵守し、介護	・介護保険法、介護保険法施行令、介護保険法	講義2時間
に係る法令等の理解	支援専門員の業務を	施行規則、厚生労働省告示、居宅サービス等	
	適切に遂行できるよ	の運営基準、居宅介護支援等の運営基準に関	
	う、介護保険制度に係	しその位置付けや業務との関連を俯瞰する	
	る法令等を正しく理	講義を行う。(特に、介護支援専門員及びケア	
	解する。	マネジメントに関する部分の規定について、	
		業務と関連づけて理解する。)	
		 ・事業所の指定取消や介護支援専門員の登録消	
		│ │ 除などの不適切事例を参考に、ケアマネジメ	
		 ントを実践する上での法令遵守 (コンプライ	
		│ │ アンス)の重要性を認識するための講義を行	
		う。	
		・介護報酬に係る関係告示や通知等の概要につ	
		 いての講義を行う。	
ケアマネジメント	ケアマネジメント	│ ・ケアマネジメントを実践する上で必要な高齢	 講義及び演習
の展開	 は高齢者の生理、心	 者の生理、高齢者やその家族の心理、住環境	3 時間
・基礎理解	 理、生活環境などの構	│ │ や同居者の有無などそれぞれの要素と要素	
	 造的な理解に基づい	 の関係性の重要性に関する講義を行う。	
	て行われる必要があ	・それらの関係性を踏まえたアセスメント、課	
	ることを理解する。	 題分析の視点、居宅サービス計画等への具体	
		りな展開方法など、支援に当たってのポイン	
		トを理解する。	
		・高齢者本人が望む生活の実現のための意思決	
		定の支援方法について修得する。	
		・高齢者の代表的な疾患や症候群別のケアマネ	
		ジメントを学ぶことの有効性について理解	
		する。	
・脳血管疾患に関す	脳血管疾患の特性	900 ・脳血管疾患の分類、症状、後遺症、生活障害	 講義及び演習
る事例	脳血管疾患の存住 や療養上の留意点、起	の程度と身体機能の関係、廃用症候群との関	再我及び演旨 5時間
· シ ブ (7')	や療食上の歯息点、起 こりやすい課題を踏	の程度と身体機能の関係、廃用症候群との関 係性についての講義を行う。	○ HΔI目I
	まえた支援に当たっ	・脳血管疾患における療養上の留意点や起こり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	てのポイントを理解	やすい課題についての講義を行う。	

	する。	・脳血管疾患の要介護者等に対するリハビリテ	
		ーションや福祉用具、住宅改修の効果的な活	
		用に関する講義を行う。	
		・リハビリテーションや福祉用具等、それらを	
		活用する際の医療職をはじめとする多職種	
		との連携・協働に当たってのポイントを理解	
		する。	
		・脳血管疾患の事例におけるアセスメント、課	
		題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、	
		サービス担当者会議における情報共有に当	
		たっての留意点、モニタリングでの視点を理	
		解する。	
・認知症に関する事例	認知症の特性や療	・認知症の器質的障害種類別の原因、症状、改	講義及び演習
	養上の留意点、起こり	 善可能性、症状の進行並びに薬物療法の有効	5 時間
	やすい課題を踏まえ	 性、留意点及び副作用について理解する。	
	た支援に当たっての	│ │・認知症における療養上の留意点、倫理的な対	
	ー ポイントを理解する。	│ │ 応及び起こりやすい課題に関する講義を行	
		う。	
		│ │・認知症ケアにおける医療職をはじめとする多	
		職種との連携・協働に当たってのポイントを	
		理解する。	
		・認知症の事例におけるアセスメントや課題分	
		析の視点、居宅サービス計画等の作成、サー	
		ビス担当者会議における情報共有に当たっ	
		ての留意点及びモニタリングでの視点につ	
		いて理解する。	
		・独居で認知症の要介護者等に対するアプロー	
		チの視点や方法を理解する。	
		- プロ祝恩でのなる理解する。 - ・認知症の要介護者と同居している家族に対す	
		る支援や地域への配慮と協働の視点を持っ	
		る文後で地域への配慮と勝動の抗点を持つ たケアマネジメントの具体的な方法を修得	
		たりアマネシスクトの具体的な方法を修行	
		90。 ・認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)に対す	
		・認知症に伴う打動・心理症状(BPSD)に対す るアプローチの視点及びケアの手法を理解	
		るアプローテの倪点及びケアの手法を理解 する。	
, 饮 品均乏·床史乃75床	数型校系库里几 7°		選業 ひが海 羽
・筋骨格系疾患及び廃	筋骨格系疾患及び	・筋骨格系疾患の種類、原因、症状、生活をす	講義及び演習 _{C 時間}
用症候群に関する事	廃用症候群の特性や	る上での障害及び予防・改善方法や、廃用症	5 時間
例	療養上の留意点、起こ	候群の原因、生活をする上での障害及び予	
	りやすい課題を踏ま	防・改善方法に関する講義を行う。	
	えた支援に当たって	・筋骨格系疾患や廃用症候群における療養上の	
	のポイントを理解す	留意点や起こりやすい課題に関する講義を	

	る。	行う。	
	.	・	
		・加月代示失志で展用症候件の安月設有寺に対 するリハビリテーションや福祉用具、住宅改	
		するりパピッケーションは個種用具、住宅は 修の効果的な活用方法等についての講義を	
		行う。	
		・リハビリテーション、福祉用具などを活用す	
		る際の医療職をはじめとする多職種との連	
		携・協働に当たってのポイントを理解する。	
		・筋骨格系疾患や廃用症候群の事例におけるア	
		セスメント、課題分析の視点、居宅サービス	
		計画等の作成、サービス担当者会議における	
		情報共有に当たっての留意点及びモニタリ	
		ングでの視点について理解する。	
・内臓の機能不全(糖	内臓の機能不全に	・内臓の機能不全に係る各疾患・症候群(糖尿	講義及び演習
尿病、高血圧、脂質異	係る各疾患・症候群	病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾	5 時間
常症、心疾患、呼吸器	(糖尿病、高血圧、脂質	患、腎臓病、肝臓病等)の原因や症状、症状の	
疾患、腎臓病、肝臓病 	異常症、心疾患、呼吸 	進行、生活障害の程度と身体機能の関係につ	
等)に関する事例	器疾患、腎臓病、肝臓 	いての講義を行う。 	
	病等)の特性や療養上	・疾患相互の影響、高齢者の生理(生活上の留	
	の留意点、起こりやす	意点)との関係、療養上の留意点及び起こり	
	い課題を踏まえた支	やすい課題に関する講義を行う。 	
	援に当たってのポイ	・医療職をはじめとする多職種との連携・協働	
	ントを理解する。	に当たってのポイントを理解する。	
		・内臓の機能不全に係る疾患・症候群を有する	
		方に対するアセスメント、課題分析の視点、	
		居宅サービス計画等の作成、サービス担当者	
		会議における情報共有に当たっての留意点	
		及びモニタリングでの視点を理解する。	
		・各疾患・症候群における生活習慣を改善する	
		為のアプローチの方法(本人の動機付け、家	
		族の理解の促進等)を修得する。	
・看取りに関する事例	看取りにおける留	・看取りのケースについて支援を行う際におけ	講義及び演習
	意点や起こりやすい	る介護支援専門員の役割や適切な姿勢につ	5 時間
	課題を踏まえた支援	いての講義を行う。	
	に当たってのポイン	・看取りに関連する各種サービス等の活用方法	
	トを理解する。	や、医療職をはじめとする多職種との連携・	
		協働を効果的に行うためのポイントを理解	
		する。	
		・看取りに向けた利用者及びその家族との段階	
		的な関わりの変化(生活動作の負担や痛みの	
		軽減、主治医との連携や多職種協働、急変時	
	•		

		の基本的な対応等)を認識する。	
		・看取りのケースにおいて、在宅生活の支援を	
		行う際の起こりやすい課題を理解し、アセス	
		メント、課題分析の視点、居宅サービス計画	
		等の作成、サービス担当者会議における情報	
		共有に当たっての留意点及びモニタリング	
		での視点について理解する。	
アセスメント及び	研修全体での学び	・これまでの研修の中で修得した知識・技術を	講義及び演習
居宅サービス計画等	を踏まえ、アセスメン	確認するため、事例に即したアセスメント、	5 時間
作成の総合演習	トから居宅サービス	ニーズの把握、居宅サービス計画等の作成及	
	計画等の作成からモ	びモニタリングを一貫して行うことにより、	
	ニタリングまでを一	ケアマネジメントプロセスの理解を深める	
	貫して行い、ケアマネ	とともに、理解が不足しているものがないか	
	ジメントプロセスに	自己評価を行う。	
	ついて更なる理解を	・作成した居宅サービス計画等を原案として、	
	深める。	サービス担当者会議の演習を行う。	

4.実施上の留意点等

(1)ケアマネジメントの展開における「脳血管疾患に関する事例」、「認知症に関する事例」、「筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例」、「内臓の機能不全(糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等)に関する事例」及び「看取りに関する事例」並びに「アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習」について、アセスメントからニーズを把握する過程及びモニタリングでの評価に関する知識・技術についての講義・演習を行うに当たっては、別途通知する「課題整理総括表」及び「評価表」等を活用し行うものとする。

なお、演習を行うに当たっては、受講者が積極的に演習に参加するよう小規模な班編制により実施することとし、班編制に当たっては保健、医療、福祉の各職種の均衡に配慮すること。

(2)講師

講師については、原則アからキまでのとおりとする。

なお、相当の知見を有する者とは、

施行規則第113条の2第1項第1号に規定する資格を有する実務経験が長い主任介護支援専 門員

地域包括支援センターにおいて介護支援専門員に対し相談・支援に従事している者 大学教員又は法人内において研修の責任者として指導に従事している者 その他上記に準ずる者

とする。

- ア 「介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント」及び「ケアマネジメントに係る法令等の 理解」の講師については、原則として、介護保険制度について相当の知見を有する者又は都道府 県職員を充てること。
- イ 「自立支援のためのケアマネジメントの基本」、「相談援助の専門職として基本姿勢及び相談援助技術の基礎」、「ケアマネジメントのプロセス」、ケアマネジメントに必要な基礎知識及び技術における「受付及び相談並びに契約」、「アセスメント及びニーズの把握の方法」、「居宅サービス

計画等の作成」、「サービス担当者会議の意義及び進め方」及び「モニタリング及び評価」並びに ケアマネジメントの展開における「基礎理解」及び「アセスメント及び居宅サービス計画等作成 の総合演習」の講師については、ケアマネジメントについて相当の知見を有する者を充てること。

- ウ 「人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理」、「利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意」及び「実習振り返り」の講師については、原則として、相当の実務経験のある現任の介護支援専門員を充てること。
- エ 「介護支援専門員に求められるマネジメント (チームマネジメント)」の講師については、介護 支援専門員に関するチームマネジメントについて相当の知見を有する者を充てること。
- オ 「地域包括ケアシステム及び社会資源」の講師については、地域包括ケアシステムについて相当の知見を有する者又は都道府県職員を充てること。
- カ 「ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義」の講師については、在宅介 護に知見のある医療関係者又は病院等において医療連携業務に従事している者を充てること。
- キ ケアマネジメントの展開における「脳血管疾患に関する事例」、「認知症に関する事例」、「筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例」、「内臓の機能不全(糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等)に関する事例」及び「看取りに関する事例」の講師については、医師又は医療関係職種の基礎資格を有する介護支援専門員又は各事例に関し相当の知見を有する者を充てること。

(3)修了評価

研修の実施に当たっては、各科目における到達目標を達成しているかについて修了評価を実施する こと。

(4)その他留意点

当該研修の研修受講地については、原則として介護支援専門員の登録を行っている都道府県とする。 なお、受講者がやむを得ない事情により、再研修の一部又は全部を受講できなかった場合には、別途 実施する再研修の際に当該未受講の科目を受講することとして差し支えない。この場合、当該受講者 から登録地の都道府県に申し出ることにより、他の都道府県で受講することを認めるなど、都道府県 間で連携の上、受講者の便宜を図るものとする。